

平成23年第8回小山町議会11月臨時会会議録

平成23年11月25日

召集の場所 小山町役場議場  
開 会 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 阿部 司君 2番 湯山 宏一君  
3番 池谷 弘君 5番 桜井 光一君  
6番 渡辺 悦郎君 7番 米山 千晴君  
8番 湯山 鉄夫君 9番 梶 繁美君  
10番 池谷 洋子君 11番 込山 恒広君  
12番 鷹嶋 邦彦君 13番 真田 勝君  
欠席議員 4番 高畑 博行君  
説明のために出席した者  
町 長 込山 正秀君 副 町 長 土村 暁文君  
教 育 長 戸枝 浩君 企 画 総 務 部 長 小野 巖君  
経 済 建 設 部 長 後藤 栄一君 住 民 福 祉 部 長 土屋 礼二君  
教 育 部 長 高橋 忠幸君 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 高木 昇一君  
企 画 調 整 課 長 室伏 博行君 総 務 課 長 秋月 千宏君  
建 設 課 長 鈴木 哲夫君 農 林 課 長 池谷 和則君  
都 市 整 備 課 長 小野 克俊君 総 務 課 副 参 事 岩田 芳和君  
職務のために出席した者  
議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君  
会議録署名議員 9番 梶 繁美君 10番 池谷 洋子君  
閉 会 午前10時31分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第9 議案第49号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

高畑博行君は、本日の会議を欠席する旨、届け出が提出されておりますので御報告いたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成23年第8回小山町議会11月臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番 梶 繁美君、10番 池谷 洋子君を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は11月25日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 小山町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました報告第8号から議案第49号までの6議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成23年第8回小山町議会11月臨時会の開催に当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、専決処分の報告3件、承認2件、条例の改正1件の、合計6件であります。

はじめに、報告第8号から報告第10号の専決処分の報告につきましては、町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をし

ましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

まず、報告第8号であります。平成23年9月1日午後8時30分ごろ、東京電力阿多野貯水池南側の町道七曲阿多野線で、道路面の陥没にタイヤがかかり、前輪左側タイヤとホイールを破損したものであります。過失相殺の結果、このとき生じた損害賠償金4万877円を町が支払うことで示談が調い、平成23年10月17日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号であります。同年9月24日午後1時30分ごろ、小山正福寺北側、町道小山白岩線で、歩道に設置したグレーチングが車道側にはみ出していたことにより、そのグレーチングと、その押さえの鉄板をはね上げ、車両左側パネル等を損傷したものであります。過失相殺の結果、このとき生じた損害賠償金6万9,822円を町が支払うことで示談が調い、平成23年10月26日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号であります。同年9月30日午後3時ごろ、上古城地内の町道3443号線で、道路側溝のグレーチングが湾曲していたことにより、走行中にはね上げ、車両下部を損傷したものであります。過失相殺の結果、このとき生じた損害賠償金5万4,931円を町が支払うことで示談が調い、平成23年11月8日に専決処分をしたものであります。

なお、これらの賠償金については、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補てんされているものであります。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、さらに細心の注意を払い、管理してまいる所存でありますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、今年9月の台風12号及び台風15号により、林道施設、公共土木施設、公園施設及び文教施設が被害を受け、早急に復旧工事を行う必要が生じたため、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,791万7,000円を追加し、予算の総額を93億3,119万7,000円としたことについて、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

これは、災害に強い森林づくりのための治山事業や森林整備等を進めるに当たり、森林の所有者情報を把握する必要があるため、県の緊急雇用創出事業補助金を活用し、早急に調査業務を実施するもので、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,710万円を追加し、予算の総額を93億4,829万7,000円としたことについて、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第49号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は9月30日の人事院勧告に準じて、給料月額を引き下げるものであります。

なお、承認第6号及び7号、議案第49号につきまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について

日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

日程第6 報告第10号 専決処分の報告について

○議長(真田 勝君) 日程第4 報告第8号から日程第6 報告第10号までの3件の専決処分の報告についてを一括議題といたします。

この3件の報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

なお、この3件の報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御了承願います。

---

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算(第5号)」

○議長(真田 勝君) 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) はじめに、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成23年度小山町一般会計におきまして、今年の9月の台風12号及び台風15号の被害に対応する災害復旧を早急に実施することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度小山町一般会計補正予算(第5号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,791万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を93億3,119万7,000円としたとともに、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

はじめに、4ページの繰越明許費の補正は、今年の9月の台風12号及び15号により被害を受けた小山佐野川、精進川、町道1578号線の災害復旧工事について早急に着手いたしますが、本年度中の工事完了が見込めないことから、繰り越しするものであります。

次に、5ページの地方債の補正は、今回の補正に係る林道施設及び公共土木施設の災害復旧工事費について借入れをするため、補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。7ページをお開きください。

15款1項3目災害復旧費国庫負担金を6,986万7,000円増額しますのは、先ほど繰越明許費の補正でも説明しましたが、小山佐野川、精進川、海苔川の3河川と、町道1578号線、町道奈良橋湯船線の2路線において、台風被害による災害復旧工事費に対して3分の2の国庫負担金を見込むものであります。

次に、15款2項7目災害復旧費国庫補助金を2,195万円増額しますのは、同じく台風により被害を受けた林道角取線の災害復旧工事費に対して7割の国庫補助を見込むものであります。

次に、19款2項3目財政調整基金繰入金を4,700万円、同じく5目減債基金繰入金を1,300万円増額しますのは、今回の補正で計上した災害復旧費に係る財源として、それぞれの基金から繰り入れを行うものであります。

次に、8ページの22款1項7目災害復旧債を6,610万円増額しますのは、今回の補正に係る林道施設及び公共土木施設災害復旧費に対して借り入れするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。9ページをお開きください。

10款1項2目林道施設災害復旧費を3,390万円増額しますのは、先ほど、歳入でも説明いたしましたが、今年9月の台風により被害を受けた林道角取線の災害復旧に係る測量設計及び復旧工事請負費であります。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費を1億7,610万円増額しますのは、同じく台風被害による土砂の流出や倒木等に対する緊急処理委託料と、小山佐野川ほか2河川、町道1578号線ほか1路線の国庫補助災害復旧に係る測量設計及び工事請負費、その他、町が単独で復旧する工事請負費等であります。

次に、10ページの10款5項1目公営施設災害復旧費を190万円増額しますのは、台風被害による須走多目的広場の舗装修繕料であります。

10款6項1目文教施設災害復旧費を610万円増額しますのは、台風被害による町内小中学校の修繕料と、足柄小学校、北郷小学校、北郷中学校、須走中学校の倒木処理の委託料、足柄小学校の法面復旧工事であります。

最後に、12款1項1目予備費を8万3,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じた歳入歳出の差額分を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第6号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算(第6号)」

○議長(真田 勝君) 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度小山町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましても、平成23年度小山町一般会計におきまして、早急に補正予算を組む必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度小山町一般会計補正予算(第6号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1,710万円を追加し、歳入歳出の総額を93億4,829万7,000円としたものであります。

はじめに、歳入について御説明申し上げます。5ページをお開きください。

16款2項9目特別対策事業補助金を1,710万円増額しますのは、昨年と今年の台風被害により山林内で崩壊している箇所が多く、治山事業や森林整備事業を進めることが急務であると考えております。これらの事業を速やかに進めるに当たって、森林の所有者情報を早急に把握する必要があるため、その調査業務に係る経費に対し、県の緊急雇用創出事業の補助を受けて実施するものと、本年度、この調査業務以外に補助していただいております15の事業に対し、その決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

5款2項1目林業総務費を1,319万7,000円増額しますのは、先ほど歳入で説明いたしました森林の所有者情報調査業務の委託料が主なものであります。

最後に、12款1項1目予備費を390万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じた歳入歳出の差額分を調整するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第7号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第49号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第9 議案第49号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 議案第49号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び第24条第3項の均衡の原則により、今年9月に人事院から勧告されました給与改定に準じ、町職員の給料月額を引き下げを内容として改正するものであります。

まず、給与改正についての背景や経緯につきまして御説明いたします。

人事院では、国家公務員の給与水準について、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、岩手、宮城、福島の東北3県を除いた全国約1万500の民間事業所を対象に4月分給与を調査し、その結果、月例給について公務員給与が民間給与を上回っていることから、昨年に引き続き、その格差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた俸給表の引き下げであり、職員の月例給を平均0.23%引き下げ改定するものであります。また、民間との格差を解消するため、引き下げ改定が行われる職員を対象に、給与と6月に支給された特別給の額に調整率、マイナス0.37%を乗じて得た額に相当する額を12月の期末手当の額から減額調整するものであります。

改正条例は4条からなっており、第1条及び第2条の規定は、本年12月1日から施行し、第3条の規定は、一部を除き平成24年4月1日から、また第4条の規定は平成25年4月1日から施行するものであります。

第1条については、職員の給与に関する条例の一部改正であります。別表第1及び別表第2の給料表の改正は、50歳代を中心におおむね40歳以上の職員の給料月額を平均0.23%引き下げるものであります。第2条は、小山町一般職の任期付職員について、給料月額を一般職及び再任用職員と同様に引き下げるものであります。第3条及び第4条は、給与構造改革における経過措置額を平成24年度は2分の1(上限1万円)を減額し、平成25年4月1日に廃止するものであります。



附則につきましては、今回の給与改定に伴い、格差相当分を解消するための調整方法並びに関係する条例への読み替えを規定するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

それでは、これにて議事を閉じ、平成23年第8回小山町議会11月臨時会を閉会します。

午前10時31分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 池 谷 洋 子